

会 議 概 要

担当課 国保健康課

件 名	第 1 回 総合的病院誘致推進本部
日 時	平成 29 年 1 月 11 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
場 所	庁議室
出 席 者	平井市長、柏村副市長 経営企画部 和田部長、福本次長 総務部 福井部長、管財課 西之原課長 環境都市部 田戸部長、谷津次長 消防本部 草柳消防長、林消防次長 福祉部 須藤部長、浅羽次長 事務局 国保健康課 廣末課長、西海副主幹
記 録 者	国保健康課 西海 平成 29 年 1 月 11 日作成
配 付 資 料	① 次第 ② 本部員・部会員名簿 ③ 逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例 ④ 逗子市総合的病院誘致推進本部規程 ⑤ 逗子市総合的病院公募に係る選考結果のお知らせ（案）
内 容	<p>事務局から資料に基づき、逗子市総合的病院誘致推進本部規程の趣旨等について説明した。</p> <p>議題① 課題の抽出及び今後の進め方について</p> <p>各部から次の課題等の報告があった。</p> <p>福祉部：医療法人社団葵会が 12 月に申請した 175 床の配分結果は 3 月に出る。その後平成 29 年 11 月には開設の許可申請を行い、12 月から翌年の 1 月にかけて、開設許可が出る予定。</p> <p>目標とする 300 床に足りない部分は、平成 30 年度の次期県保健医療計画で申請する。したがって、病院の開設は最短で平成 32 年度中となる予定。</p> <p>環境都市部：用途変更と地区計画は同時にやっていくが、葵会の最終目標の 300 床での建築計画をもらわないとスケジュールが組みにくい。まちづくり条例及び良好な都市環境をつくる条例の適用については、1 月 4 日付けで福祉部長より国等の特例の適用を依頼されている。また、交差点改良も建築前のオーダーとして近隣住民から出ているが、バスの導入方法によって変わってくる。</p> <p>総務部：今後は、全体のタイムスケジュールが見えるようになるとうい。</p> <p>経営企画部：今のところ特に問題はない。</p>

会 議 概 要

担当課 国保健康課

内 容	<p>消防本部：病院内に救急隊員が待機するワークステーションを設置するのであれば、救急救命士の再教育ができる環境が必要である。また、近隣住民への配慮とサイレンの関係についても協議する必要がある。</p> <p>○バスの導入方法（京浜急行バス・病院のシャトルバス）が決まらなるとスケジュールが出しにくいことから、葬会のシャトルバス導入についての考え方を確認する。</p> <p>○葬会が設計士とともに、まちづくり課でまちづくり条例等の説明を受けた後に、設計作業を開始してもらうこととする。</p> <p>議題② その他</p> <ul style="list-style-type: none">・市長から資料の⑤逗子市総合的病院公募に係る選考結果のお知らせ（案）について次のとおり指示があった。 <p>この資料は1月15日と21日の説明会の資料である。P2の「2. 今後の予定について」は、文章だと伝わらないので、①病床関係・②建築関係・③周辺環境整備関係の3つに分け、フローチャートのように示し、分かりやすくすること。</p> <p>また、説明会までに必要な事項について調べておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・本推進本部において、次のとおり取組の方向性が確認され、了承された。 <ol style="list-style-type: none">①国保健康課が主体ではあるが、各課題については各所管において主体的に取り組むこと。②病院建設にあたり、都市計画法（用途地域変更・地区計画策定）を活用すること。③路線バスやシャトルバスの導入、交差点改良等の周辺環境整備を行うこと。④まちづくり条例及び良好な都市環境をつくる条例の適用について、国等特例の適用を行うこと。⑤選考医療法人葬会と共同で、地域の合意形成を目指すこと。
-----	---